

## 丹波篠山市部活動改革に向けた試行的実施に関する団体募集要項

丹波篠山市教育委員会

### 1. 目的

中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむ場を従来の学校部活動から、地域に広げ、地域全体でその機会を創出する動きが始まっている。「学校単位の部活動」から「地域単位の活動」へ。令和5年度から令和7年度を中学校部活動の改革推進期間と位置づけ、まずは休日の活動から地域へと移行する動きが進んでいる。

丹波篠山市では令和6年度4運動種目（ホッケー、サッカー、剣道、ソフトボール）において、休日地域クラブ活動を先行実施した。令和7年度は、さらに地域にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を根付かせるため、地域クラブ活動の充実を目指し、いくつかの運動種目、文化芸術活動において試行的実施（年間で回数等を決めて実施）を行い、令和8年度以降の本格実施への準備を進める期間とする。そのために部活動地域移行を試行的に実施する団体を募る。

### 2. 背景

急速な少子化等の理由により、従来の学校部活動の維持が困難となりつつある現状を踏まえ、地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保が求められる。令和4年6月にスポーツ庁、8月には文化庁において、学校部活動の地域連携または、地域の運営団体等に活動主体を移行する地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の取組について定義された。学校部活動の休日部分を担う新たな地域クラブ活動の充実に向けて、学校・教育委員会・地域のスポーツ・文化芸術活動に関わる団体等が連携することが重要とされた。

### 3. 試行的実施とは

現在学校で行われている部活動において、その種目の専門性がある団体や複数の指導者が、中学生が参加している部活動に参加し、体験会や練習会等を実施すること。顧問と調整し、1年間を通じて複数回試行的に実施する取組を指す。

### 4. 募集する団体の活動要件（試行的実施）

活動内容	学校部活動の当該運動種目・文化活動の練習会、体験活動等を実施する。
実施場所	市内中学校施設および市内施設 ※学校部活動に指導者に来ていただき、実施する形となるため、中学校グラウンドや体育館を利用する場合は、学校施設利用申請は必要ない。

対 象	市内在住中学1年生～3年生 ※当該運動種目・文化活動に参加している中学生を対象とする。
活動時間	土日祝日のいずれか ※1回の活動2～3時間程度 ※夏休み等長期休業中でも休日に実施可とする。
指導者	当該運動種目・文化活動の専門性を有し、部活動の地域移行の趣旨を理解していただいている方。教育的配慮ができ、「丹波篠山市部活動ガイドライン」に則り、体罰やハラスメント、生徒の心身の健康面に配慮した指導ができる方。
募集期間	令和8年4月～令和9年2月末
実施時期 ・回数	令和8年4月～令和9年3月末までいずれかの期間 回数については、顧問と協議の上実施する。ただし2日連続で実施しないこと。 ※5 試行的な活動実施例を参照すること

#### 5. 試行的な活動実施例

試行的実施の時期や回数については、当該運動種目・文化活動の顧問と協議のうえ、以下の例を参考に実施する。

(実施例)

- ・大会等の少ない時期の毎週土曜日9：00～12：00に実施。
  - ・新チーム結成後の8月～2月まで毎月1回程度土曜日の午前に実施。
  - ・不定期だが、顧問と協議し、年間複数回実施。
  - ・市内中学校を東西に分け（例えば、東部・・篠山、篠山東 西部・・西紀、丹南、今田）、それぞれ指導者を派遣し、数回実施する。
- ※あくまでも例のため、それ以外の方法も4の要件の範囲内で可とする。

#### 6. 公募に関する条件

・現状は、市内中学校に存在する運動・文化部活動に関する活動で、先行実施しているサッカー、ホッケー、剣道、ソフトボール以外での実施を想定する。

★公募種目等・・・女子バレーボール、女子バスケットボール、卓球、吹奏楽、美術、家庭 ※その他種目（中学校にある活動）については相談に応じます。

- ・市内中学生（1年～3年）を対象に実施する。
- ・複数校の生徒が参加できることが望ましい。ただし、同一団体で例えば、東西等2拠点で実施するなど柔軟な実施を可とする。
- ・当該運動種目・文化活動の顧問を務める教員、部活動指導員と連携を図ること。

(必要に応じて、教育委員会も調整する)

- ・中学校で休日に行われることがある行事（修学旅行やスキー学校、トライやる・ウィーク、体育祭や文化祭）または各校が設定する定期テスト前部活動禁止期間には実施しない。
- ・参加中学生にケガ等あった場合は、部活動の範囲内での保険を適用する。緊急時は顧問もしくは部活動指導員を通じて保護者へ連絡する。

## 7. 募集の流れについて

- ① 団体は、丹波篠山市教育委員会ホームページより、希望用紙（様式1）をダウンロードし、必要事項を記入する。
- ② 記入後、下記教育委員会事務局問い合わせ先へ、メールか、郵送、FAX、もしくは持参により提出する。

学校教育課事務局問い合わせ先

メールアドレス：[gakkokyoiku\\_div@city.sasayama.hyogo.jp](mailto:gakkokyoiku_div@city.sasayama.hyogo.jp)

住 所：丹波篠山市北新町 41

丹波篠山市教育委員会学校教育部学校教育課部活動担当宛

電話番号：079-552-5653 FAX 番号：079-552-8015

- ③ 教育委員会事務局が当該運動種目・文化活動の代表顧問に連絡し、希望調査が提出された団体の概要を伝える。
- ④ 公募団体と代表顧問が連絡を取り合い、日程調整を行い、試行的実施に向けて協議を行う。

## 8. 試行的実施に向けた支援について

試行的実施を行う団体には、「部活動改革実証事業」への協力団体として以下の支援を行う。

- ・指導者への謝金は1時間1,200円とする。（1回2～3時間程度 指導者1～4名以内、複数の指導者が参加することが望ましい）

- ・指導者保険料

それ以外の費用については、団体負担とする。

(支援への流れ ※中学校顧問と実施に向けた調整後)

- ① 団体は学校教育課事務局へ別に定める計画書を提出する。

※提出については、メールかFAX送付、郵送、直接持参のいずれかとする。

学校教育課事務局について

メールアドレス：[gakkokyoiku\\_div@city.sasayama.hyogo.jp](mailto:gakkokyoiku_div@city.sasayama.hyogo.jp)

住 所：丹波篠山市北新町 41

丹波篠山市教育員会学校教育課部活動担当宛

電話番号：079-552-5653 FAX 番号：079-552-8015

- ② 活動後は、謝金支払いのための活動実績報告書等を学校教育課へ提出する。指導者保険に加入した場合は、請求書、指導者名簿を提出する。

※提出については、活動した月単位で報告する。

#### 9. 実施に向けた留意事項

- ・団体が試行的実施を行う場合は、中学校施設や部活動で活用している用具の使用を可とする。ただし使用後は、施設の整備や使用した用具の整理を必ず行う。
- ・試行的実施を行った団体が必ず令和8年度以降地域移行に協力し、地域クラブを立ち上げる必要はない。実施後は、学校、教育委員会と成果と課題について協議し、地域クラブ活動が可能かどうかについて検討を行う。
- ・活動実施時に、参加者に体調不良をケガ等があった場合の連絡体制等について顧問教員と協議を事前に行う。
- ・活動については、無理がないように休息をとるなど、参加者の体調管理に努める。
- ・実施に向けた質問については、教育委員会事務局（学校教育課 079-552-5653）に問い合わせる。